

福井市清水西地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、福井市清水西地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所は、福井市清水西公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、清水西地区内のすべての住民が健康で文化的な生活をいとなむことができるように、住民の参加と協力を得て福祉を増進し、明るい豊かな地域づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉に関する事業計画及び調査研究
- (2) 福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための、情報の伝達
- (3) 地域ぐるみの福祉活動の実践
- (4) 住民福祉の増進を目的とする各種団体の連絡調整及び活動の助成
- (5) 福井市社会福祉協議会及び関係機関との連携
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は、清水西地区の住民を以って組織する。

第6条 本会は地区内における関係機関団体の協力を得るものとする。

第7条 本会の事業運営のために、部会を置くことができる。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
常任理事	5 名
部 会 長	若干名
理 事	若干名

事務局 若干名
監 事 2 名

2. 会長、副会長は常任理事会において選出し、総会において承認を受けるものとする。ただし、副会長のうち1名は清水西地区自治連合会代表を充てる。
3. 常任理事は各種団体等において代表者を選出し、総会において承認を受けるものとする。
ただし、各種団体等の代表者とは清水西地区自治連合会、民生児童委員、福祉委員、保健衛生推進員、清水西寿会とする。
4. 部会長は、部会において選出し、会長の承認を受けるものとする。
5. 理事は、会長の指名した団体等の関係者とする。
6. 事務局は会長が委嘱する。
7. 監事は、常任理事会において選出し、総会において承認を受けるものとする。ただし、1名は清水西地区自治連合会の推薦者を以って充てる。
8. 本会に顧問を置くことができる。顧問は公民館長及び前会長を充て、会議に参加して意見を述べるができる。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は補充することができる。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代行する。
3. 常任理事は会長の命を受けて会務を執行する。
4. 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
5. 事務局は本会の会務および経理を処理する。
6. 監事は本会業務の執行状況並びに経理を監査する。

第5章 評議員

第11条 本会に、評議員を置く。評議員は各自治会長等を以って充てる。

2. 評議員は、総会に出席し、会長の諮問に応じる。

第12条 評議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 福祉委員

第13条 本会に、地域福祉活動強化のため福祉委員を置く。

福祉委員は、各自治会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

第 14 条 福祉委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 7 章 会 議

第 15 条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会議は総会、常任理事会、理事会とする
- (2) 会議は、会長が必要と認めたとき招集し、その議長となる
- (3) 総会は役員及び評議員を以って、毎年 1 回これを開く
また、臨時総会は必要に応じて開くことができる
- (4) 常任理事会及び理事会は必要に応じ随時開く

第 16 条 総会は、その総数の過半数（委任状を含む）の出席がなければ、その議事を開き議決することはできない。

2. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
3. 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 会長、副会長、常任理事、及び監事の選任に関する事項
- (4) 規約変更に関する事項
- (5) その他重要事項で会長が必要と認める事項

第 17 条 常任理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 理事会に附議する事項
- (2) その他事業実施上必要と認める事項

第 18 条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) その他事業実施上必要と認める事項

第 8 章 会 計

第 19 条 本会の経費は会費、寄付金、補助金等の収入を以って充てる。

第 20 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以って終わる。

第 21 条 清水西地区社会福祉協議会会費は、一世帯当たり一定額とし、金額については総会において決める。

第9章 文書・備品

第22条 本会は次の文書、備品等を保管する。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿、役員会・総会議事録、収支に関する帳簿
- (3) 備品台帳

第10章 その他

第23条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附 則

1. この規約は平成22年5月1日より施行する。
2. この規約は平成24年1月31日より一部改正施行する。